

News Release



令和 2 年 6 月 8 日

唐津市指名等審査委員会

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

概要

大成建設（株）九州支店を指名停止としました。

1 指名停止対象業者及び指名停止期間

大成建設（株）九州支店（福岡市博多区住吉 4 - 1 - 2 7）

（本社：東京都新宿区西新宿 1 - 2 5 - 1）

（工事）土木一式工事－特 A 級、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、水道施設工事－A 級

停止期間：令和 2 年 6 月 9 日から令和 2 年 7 月 8 日まで 1 か月

2 指名停止理由

大成建設（株）が鹿児島市内で施工していた耐震改修工事において、石綿含有吹付材の除去作業を開始するにあたり、14 日前までに鹿児島労働基準監督署長に計画の届出を行わなかったことが、労働安全衛生法に違反したとして、令和 2 年 4 月 3 日付けで鹿児島簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため

3 指名停止措置の根拠

同社は、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱別表第 2 第 7 項（不正又は不誠実な行為）に該当する。

指名停止期間については、（短期）1 か月以上（長期）9 か月以内の範囲内で措置することとなるが、加算条項に該当しないため 1 か月とする。

4 令和元～2 年度発注実績

実績なし

（本件の問い合わせ先）

財務部 契約管理課

担当：工事契約係 松本

電話：直通 72-9240（内線 1362）